

地域クラブ指導者（地域スポーツ指導者）の登録等について

1. 地域クラブ指導者（現：地域スポーツ指導者）について

地域クラブ指導者は以下の条件を満たしている者としてします。

- ・ 18歳以上の成人（高校生は除く。高専生の場合も3年生は不可）であること。
- ・ 年間を通じて指導が可能であること。
- ・ 「部活動の地域展開」の趣旨を十分に理解していること。
- ・ 生徒を適切に指導する能力があること。

なお、運動・スポーツ活動だけでなく、文化活動に係る指導も行われていることから、令和8年度より名称を「地域クラブ指導者」とします。

2. 指導者としての登録について

以下の必要書類（年度毎）を提出してください。

「指導者登録申請書」

「誓約書」

書類受領後、内容を確認のうえ教育委員会にて指導者として登録簿に記載し、「登録通知書」を送付します。

ただし、すでに「地域クラブ指導者（仮称）登録申請書」を提出された方は、令和8年度分の指導者登録申請書の提出は不要です。

3. 活動時間

地域クラブもしくは練習を見守る保護者と相談の上、決定してください。

なお、クラブの活動時間の原則は以下のとおりです。

- ・ 曜日：土曜日の午前中（試合等やむをえない場合は土曜午後、日曜日）
- ・ 時間：準備・後片付けを除き3時間程度
- ・ 土日のどちらかは休養日とする。（大会等で土日とも活動した場合は他日に振替）

4. 指導者謝金

指導者が指導を行った場合の教育委員会からの謝金は以下のとおりです。

1日4時間未満 4,500円

1日4時間以上 7,500円

※活動の実績報告は毎月、地域クラブから教育委員会へ提出するものとします。

※団体からの報告後、報酬は指定された口座へ入金させていただきます。

5. 指導者研修会

・ 指導者として必要な心構えや知識の取得を目的に、町が主催する「指導者研修会」への参加が必要です。（年1回以上）

・ 町主催の研修会に参加できない場合は、県主催の研修会への参加が必要です。

6. その他

- ・地域クラブ指導者がクラブの代表者を兼ねることも可能です。
- ・地域クラブ指導者および生徒のクラブ活動に係る保険料（「スポーツ安全保険」）は教育委員会が負担します。
- ・学校との連絡を密にし、平日の部活動の内容を踏まえたうえで指導を行ってください。

【参考】

①地域クラブを結成する際の流れ

地域クラブを結成する際は、以下の書類を教育委員会へ提出してください。

書類受領後、内容を確認のうえ教育委員会にて団体として登録簿に記載し、「登録通知書」を送付します。

○必要書類

- 「地域クラブ活動団体登録届出書」
- 「規約（会則）」
- 「生徒名簿」
- 「役員名簿」

②. 活動時に必要な書類

○活動計画書

活動する月の前月の1日まで（例：10月の計画書は9月1日までに提出）

○指導者活動報告書 月末～翌月はじめ

地域クラブ指導者が指導した場合のみ必要

③地域クラブへの補助金額（1団体あたりの例）

地域クラブとして登録された団体には活動に関する補助金を交付します。

項目	金額	備考
均等割（1団体につき）	50,000円	1団体につき
生徒数割（1名につき）	3,000円	生徒1名につき
交通費（バス代等）	100,000円	必要な場合
備品購入費	40,000円	//
消耗品費	30,000円	//

※「地域クラブ」として登録された団体が対象となります。

※補助金の取扱いは「高浜町補助金等交付規則」によります。

※団体ごとに交付申請・金銭や領収書の管理・不用額の返金等の事務手続きが必要です。

④休日の施設管理（高浜中学校）について

- ・教職員が不在となるため、警備会社から派遣された警備員が施設の管理を行います。
施設出入りの管理のため、活動開始前と終了後に警備員への報告をお願いします。